

## 訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（2025 択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

### 【不登法Ⅰ】

頁数	問題番号	誤	正
140	13-9	右記内容を追加	なお、「 <u>遺産分割</u> 」を原因とする <u>更正登記</u> により、かつ、 <u>登記権利者が単独</u> で申請することも可能となった（令 5.3.28 第 538 号）。
	13-10		
	13-12		
	13-13		
190	15-8	当該更正登記においては、「 <u>錯誤</u> 」を原因とし、 <u>登記原因日付は不要</u> である。また、当該更正登記を <u>登記権利者が単独で申請</u> することも認められることとなったが、この場合は、登記原因を「 <u>年月日相続放棄</u> 」とし、年月日は <u>相続放棄の申述が受理された日</u> となる（令 5.3.28 第 538 号）。	
193	15-28	被相続人 A が死亡し、A には配偶者である B と嫡出子である C がある。B の債権者が B・C 共有名義の相続による所有権の移転登記をした後、B が相続を放棄した場合において、相続放棄の申述の受理証明書を登記原因証明情報の一部として申請情報とともに提供すれば、C は、単独で、C 単独名義に更正する登記を申請することができる。	
194		○ 共同相続の登記後、相続人中の一部の者が相続放棄をした場合、当該相続放棄をした者以外を登記名義人とする更正登記を <u>登記権利者が単独で申請</u> することができる（令 5.3.28 第 538 号）。この場合、「年月日相続放棄」を登記原因とし、登記原因証明情報の一部として相続放棄申述受理証明書を提供する。	
196	15-29	○ 共同相続の登記後、相続人中の一部の者が相続放棄をした場合、当該相続放棄をした者以外を登記名義人とする更正登記を <u>登記権利者が単独で申請</u> することができる（令 5.3.28 第 538 号）。この場合、「年月日相続放棄」を登記原因とし、登記原因証明情報の一部として相続放棄申述受理証明書を提供する。	
215	16-31	A から B、C 及び D への相続を登記原因とする所有権の移転の登記がされた後、B の相続の放棄の申述が受理された場合、C 及び D は、B が作成した相続の放棄を証する書面を提供して、C 及び D を登記名義人とする更正登記を申請することができる。	

216	16-31	<p>○ 共同相続の登記後、相続人中の一部の者が相続放棄をした場合、当該相続放棄をした者以外を登記名義人とする更正登記を<u>登記権利者が単独で申請する</u>ことができる（令 5.3.28 第 538 号）。この場合、「年月日相続放棄」を登記原因とし、登記原因証明情報の一部として相続放棄申述受理証明書を提供する。</p>
-----	-------	--